

○ 警視庁方面本部規程

昭和32年4月1日

訓令甲第13号

存続期間

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職務権限（第3条―第9条）

第3章 勤務並びに処務（第10条）

付則

第1章 総則

（準拠）

第1条 警視庁方面本部（以下「方面本部」という。）の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（職員）

第2条 方面本部には、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に定める職にある職員のほか、必要な職員を置く。

第2章 職務権限

（権限）

第3条 本部長は、方面区内の警察署に対し、次の権限を行う。

- （1） 監察に関すること。
- （2） 警視庁本部、警察署相互間における警察務執行に関する連絡調整に関すること。
- （3） 警衛・警護・警備指揮に関すること。
- （4） 特命に関すること。

2 本部長は、方面区内における交通機動隊の活動に関し、必要があるときは交通部長と協議し、交通機動隊と警察署との連絡調整に当たる。

（本部長の職責）

第3条の2 本部長は、上司の命を受け、方面本部の事務を掌理する。

（副本部長の職責）

第3条の3 副本部長は、本部長の命を受け、方面本部の事務を整理する。

(理事官の職責)

第3条の4 理事官は、上司の命を受け、方面本部の事務のうち担当事務を整理する。

2 理事官の担当事務は、本部長が定めるものとする。

(管理官の職責)

第3条の5 管理官は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

2 管理官の担当事務は、本部長が定めるものとする。

(その他の職員の職責)

第3条の6 前3条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(本部長の専決事項)

第4条 本部長は、次の事項を専決することができる。

(1) 職員の配置及び勤務に関すること。

(2) 職員の招集に関すること。

(3) 職員を警視庁管内に派遣すること。

(4) 他の官公署との文書の往復に関すること。

2 前項に定めるものであつても重要異例なものについては、この限りでない。

(副本部長の専決事項)

第5条 副本部長の専決事項は、警視庁本部処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第5号。

以下「本部処務規程」という。）第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(理事官の専決事項)

第5条の2 理事官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(管理官の専決事項)

第5条の3 管理官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(応援要請等)

第6条 本部長は、警備上必要あるときは、方面区内の警察署長に対し署員の待機若しくは相互の応援を命じ、又は警備部長に応援員の派遣を要請することができる。ただし、事態急迫にしてそのいとまがないときは、その方面区内又は他の機動隊長に直接要請することができる。

2 本部長は、前項による警察署長に対する命令又は機動隊長に対する要請を行つたときは、

速やかに警備部長に報告しなければならない。

(報告要求)

第7条 本部長は、所管事務に関し、その方面区内警察署長に対し、随時報告を求めることができる。

(方面区内署長会議)

第8条 本部長は、所管事務に関し、必要に応じて総務部長の承認を得てその方面区内警察署長を招集し、会議を開くことができる。

2 会議終了後は、すみやかにこの状況を関係主管部長に報告しなければならない。

(方面本部長連絡会議)

第9条 各本部長は、必要に応じて、随時、方面本部長連絡会議を開くものとする。

2 前項の場合は、第一方面本部長が議長となり、会議の運営を図らなければならない。

3 会議開催後の措置については、前条第2項に準ずる。

第3章 勤務並びに処務

(準用)

第10条 方面本部の事務処理に必要な事項については、本部処務規程を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和32年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁方面本部規程（昭和25年9月16日訓令甲第40号）は、廃止する。

以下改正付則抄録